

杉並区告示第 403 号

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書類は、令和 8 年 9 月 1 日から杉並区役所都市整備部土木管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 道路の路線名及び占用を制限する区域
別添「道路法第 37 条指定路線調書」及び「道路法第 37 条指定路線図」のとおり
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
- 3 占用を制限する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため
- 4 占用の制限の開始の期日
令和 8 年 10 月 1 日

道路法第37条指定路線（調書）

	路線番号	起 点	終 点	備考
1	特別区道第2096-1号線	杉並区荻窪五丁目 1 番地先	杉並区荻窪四丁目31番地先	ゾーン30プラス 公安法指定路線

※適宜、行を足していただきますようお願いいたします。

